

# 愛知県公文書館だより

## 目次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 第三十二回企画展 愛知の港…………… 1   | 本館所蔵 マイクロフィルム資料一覧… 6                    |
| ミニ展示から 愛知の醸造…………… 3    | 公文書館開館二十年を迎えて…………… 7                    |
| 資料紹介 『(明石藩)日記』からみる幕末・4 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の<br>総務委員長を担当して…………… 7 |
| 古文書解読講座…………… 5         | レファレンスコーナー・利用案内…………… 8                  |
| 傷ついた簿冊の手当て…………… 5      |   |

図2  
小治田之真清水(別名:尾張名所図会附録) 巻四 智多郡  
昭和 5 年 / 成立嘉永 6 年 (愛知県図書館蔵のものを加工)

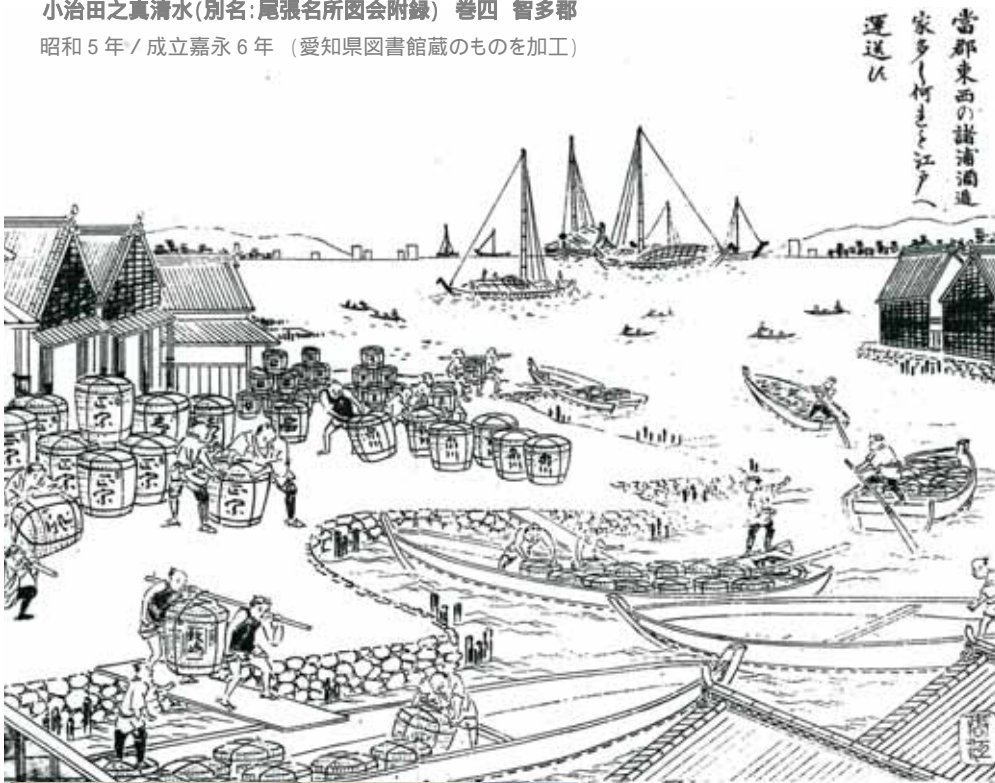


図3  
船舶一件 明治 27 年  
(水産総合研究センター中央水産研究所蔵)



図1  
尾張国絵図 部分 元禄 14 年  
(愛知県図書館ウェブサイトより / 同館蔵)

## 第三十二回企画展 「愛知の港」

(平成十八年十月二日～十一月三十日) 於 愛知県公文書館展示室

昨年二〇〇五年は、中部国際空港セントレアの開港、愛・地球博の開催など愛知県が世界への扉を大きく開いた一年でした。また、伊勢湾岸自動車道や東海環状自動車道の整備など、この地域と他をつなぐ交通路がひろがっています。名古屋港が開港一〇〇周年を明年に控え、また蒲郡港は開港から今年で四〇周年と、節目の時期を迎えていることから、今回の企画展では「愛知の港」を取り上げました。

## 企画展から 愛知の港

## 国絵図にみる漕

愛知県図書館蔵の元禄十四年（一七〇一）の尾張国絵図と三河国絵図は、幕府に献上した正本の控図と言われています。両図とも、長辺が四メートル以上と非常に大きいこと、また県の文化財に指定されていることから、通常、私たちが気軽に見ることはできません。本館には複製図がありますが、長辺を一・四三メートルほどに縮小してあるため、文字を読み取ろうとすると骨が折れます。ところが、**図1**（以下、「図」は1ページに掲載のもの）は、愛知県図書館がウェブページ「絵図の世界」で提供しているもので、パソコン画面で拡大して見ることで、沿岸諸湊の立地や他港への里程などが書き込まれていることがわかります。

伊勢湾、三河湾を擁する愛知県はいくつもの湊があり古くから交通上重要な役割を担っていました。江戸時代になるとますます海運が発達しました。これはこの地方だけに限りませんが、幕藩体制の下、各藩に集められた御城米と呼ばれる幕領の年貢米を江戸に納めるようになったことが要因とされています。愛知県では、明治以前から酒、酢、味噌、味噌、醤油などの醸造業が盛んでした。醸造と海運とは密接に関わっています。

す。原材料や道具を作る木材などの調達に海上輸送を利用したほか、大消費地である江戸へ大量に送り込む手段として知多の半田や三河の大浜などの廻船が活躍しました。

ただし国絵図で見ると半田付近は「浅」「船懸りなし」などとあります。国絵図から百五十年ほど時代が下った**図2**「智多酒船積図」でも、小船に樽を十数積み込んで沖の大型船まで運ぶ様子が見て取れます。

## 醸造家と船

知多半島の沿岸部には酒造家が多く立地していました。廻船を差配するのは廻船問屋ですが、酒造家は輸送にも進出し、自分の船を持つ者もいました。明治時代の公文書にも、船舶関係の書類の中に酒造家の名前が出てきます。

**図3**『船舶一件』（愛知県庁文書、当館に複製本あり）には、郡長から知事あて船舶の出入港統計報告、船舶の検査や免状に関する書類などが綴られています。そのうち四日市商業会議所会頭からの照会に対する回答に「西洋形船ヲ使用シ運輸ヲ業トスル会社若クハ氏名」として、盛田久左衛門（小鈴谷村・現・常滑市）、原田徳右衛門（生浜村・現・東浦町）、伊東孫左衛門（亀崎町・現・半田市）、田中清八（半田町・現・半田市）ら知多の酒造家があがっています。また明治二十五年（一八九二）の愛知

県庁文書『諸同往復一件 船燈信号器一件、船路標識一件、海員一件』（原本/水産総合研究センター中央水産研究所蔵）は四種類の書類を合綴したものです。この中の「船燈信号器監査報告書」を見ると亀崎町の酒造家、新美昇平（大平丸、七百七十石）や稲生治右衛門（大栄丸、六百二十一石）らは比較的大きい船を持っていたことがわかります。また、泰政丸（八十八石）の船主として名が見える名古屋の笹田伝左衛門は、酢の醸造業者（次頁参照）です。

当初の計画では七か年の継続工事で総工費が約百九十万円と、明治二十九年度の県の年間予算額約百六十九万円と比べてもわかるように莫大な経費を要したこともあって、着工後も築港に反対する意見が少なくなく、「百年の計」として始められた大工事は順風満帆の船出とはなりませんでした。しかし明治四十年（一九〇七）十一月十日に開港の指定を受けると、以後は順調に港勢を伸ばし、拡張工事が行われてきました。現在の名古屋港は、築港前の熱田湾からは想像もできないような発展を遂げ、平成十九年（二〇〇七）に開港百周年を迎えます。

## 名古屋港開港から百年

江戸時代の熱田湊は多くの旅人で賑わいましたが、明治になり、産業が発達するとともに貨物輸送の需要も飛躍的に伸びました。名古屋においては、東海道線の開通など陸路の整備が進む一方で、海運の方は十分に機能していませんでした。水深の浅い熱田の港には大型の船舶が入港できなかったからです。

明治二十九年（一八九六）、ようやく熱田湾に近代的港湾を築造することが決定しました。明治二十七年に県会へ熱田湾築港を建議した議員の筆頭、堀部勝四郎の名は、**図3**『船舶一件』には日本共立汽船株式会社の社長として出ています。

## 三部制

熱田湾に港を建設するにあたって、議員の間にも築港反対の声が根強くありました。これは名古屋市部と郡部との利害の不一致が一因とも言われています。

三部制もしくは三部経済制とは、明治から昭和にかけて、東京・大阪・京都の三府と神奈川・兵庫・愛知・広島四県が採用した行財政制度の特例で、財政を市部と郡部、及び郡市共通の連帯とに区



昭和 11 年 『三部制ニ関スル調 昭和十一年七月』（館蔵）

分して運営し、議会は市部会と郡部会と県会（連帯会）の三者に分かれて審議した制度です。愛知県は明治十五年度から実施しました。その後、明治二十二年（一八九〇）に公布された「府県制」が三府

についてのみ三部制を規定していたため、府県制施行とともに県の三部制はいったん廃止されることになりましたが、明治二十五年（一八九二）十月一日に愛知県において府県制が施行されたときには、同年六月の法律改正により三府以外の県でも県会の議決を経て三部制を実施することが可能となりました。

愛知県では明治二十九年（一八九六）十一月召集の通常県会で都市経済別案が可決され、明治三十一年度予算から二度目の三部制が実施されることになりました。これにより築港工事のために支出する予算に関して市部と郡部の負担割合が明確になりました。

その後もお県会に築港中止を求める建議が提出されるなど不穏な空気は残っていました。明治四十年一月に築港費が都市連帯から直接利害のある市部経済へと移り、また同年六月に熱田湾に面した愛知郡熱田町が、翌七月には同郡小碓村の一部が名古屋市へと編入されることで臨海部が名古屋地域となりました。これ以降は県会における反対論も影をひそめました。

『三部制二関スル調 昭和十一年七月』（一九三六）は、三部制の沿革や他府県の事情をまとめた資料です。

### 三展示から 愛知の醸造

平成十八年六月一日（木）から七月三十一日（月）まで、「**明治時代の愛知の醸造**」商標見本に見る」と題して、常設展示の一角で小規模なテーマ展示を行いました。このとき展示した資料の一部を紹介します。

江戸時代、知多半島から西三河沿岸を中心に生産され廻船で江戸へ運ばれた清酒は、江戸と上方の中間に位置するという意味で「中国酒」と呼ばれ、江戸の消費者に歓迎されていました。

明治になって商標登録制度ができるまでは、商品名やマークが特定の製造者に固有のものであるという意識が薄く、酒造業界においても、消費地で人気のある商品の商標を、異なる産地の製品に問屋が標示させることが珍しくありませんでした。

1ページの「智多酒船積図」に描かれている酒樽からは、「正宗」「泉川」「敷嶋」の文字が読めます。「敷嶋」は亀崎の伊東孫左衛門の蔵のものと思われるですが、「正宗」は清酒の代名詞のように各地の産地で使われていましたし、「泉川」は上方・伊丹の銘酒と同じです。

わが国で専売特許条例や意匠条例など工業所有権に関する制度が整備されたのは明治二十年前後のことです。商標条例は、高橋是清が中心となり明治十七

年（一八八四）六月七日に制定、同年十月一日に施行されました。

本館に、知多郡役所旧蔵の資料で『商標見本 第三十七種 醸造物・飲料』一冊があります。これは、酒や醤油などの商標を集めた見本帳で、商標条例が施行された明治十七年十月一日から明治十九年（一八八六）にかけて全国の業者から出願された三百三十件余の商標見本が貼り込まれています。このうち愛知県内の業者から出願されたものは知多半島の醸造所を中心に五十八件が数えられます。

明治十七年十月十一日農務省達第三十号に「本年第拾九号布告商標条例十月一日ヨリ相成候二付来十八年五月迄二管下商工輻輳地ニアル郡区役所又八戸長役場ニ於テ登録商標見本衆庶ノ観覽ニ供シ候様可取計此旨相達候事」とあり、本館蔵の商標見本もこれに従い知多郡



明治20年頃『商標見本 第三十七種 醸造物・飲料』  
知多郡役所文書（館蔵）

役所に備えられたものと思われる。このような商標見本はこれ一冊しか伝わっていませんが、本来六十冊余りのセットであったことが明治十九年「郡区同指令・往復留」（原本/国文学研究資料館蔵、本館では複製本を所蔵）の中の額田郡の文書「商標張込台帳及本箱購求ノ義同」という文書でわかります。『東京日日新聞』第三七四九号（明治十七年六月十日、本館ではマイクロフィルムで所蔵）に公令として掲載の太政官第十三号別冊「商標登録手続」によれば、商品の種類は第一種から第六十五種まで分類されており、第三十七種が「醸造物及飲料 諸種ノ酒 酢 醤油 蜜柑水 曹達水等」となっています。

なお、今も酢のミツカンとマルカンで知られる半田の中野（禁）又左衛門と名古屋（当時）の笹田伝左衛門はともに、江戸では幕末期から尾張産の酢の代表的ブランドとして浸透していた「丸勘」マークを商標とすべく、条例施行日の十月一日に出願したらしいのですが、登録されたのは笹田の方でした。この件に関しては『愛知県史 資料編二十九 近代六 工業一』所収の中禁酢店文書「笹田伝左衛門へ商標登録証下附に付通知」が何かを語っているようですが、詳しい事情はわかりません。笹田の「丸勘」マークと、それによく似たマークに別の紋章を付け加えた亀崎村の宮田源兵衛という業者の酢の商標が、本館蔵の商標見本には並んで貼られています（上の写真）。

# 資料紹介 『(明石藩)日記』からみる幕末

愛知県公文書館所蔵の古文書には、「旧藩関係史料」と呼ばれている文書群があります。

「旧藩関係史料」の主な構成は、幕末から明治初期の尾張藩(名古屋藩)の藩庁日誌等がその大半を占めています。その中でも「日記」と名づけられた文書群があります。

その「日記」とは明石藩の勤番日記です。すべての年月は揃っていませんが、天保九年(明治四年)までを所蔵しています。内容は藩主の動向や、藩内のことが中心ですが、目まぐるしく変化した幕末・明治初期の情勢も記録されています。こうした情勢のほとんどは、幕府からの回状、江戸や大阪の留守居役からの書状でもたらされています。その書状は勤番日記に写してあることが多いため、日記は藩の状況を知ることのできる資料でもあります。

明石藩は現在の兵庫県明石市と神戸市西区の一部分を領していた藩で、譜代と御家門の藩主が入れ替わってはいませんが、幕末においては松平家が領し、親藩の位置づけになっています。

この中から文久三年(一八六三)將軍上洛(元治元年(一八六四)の長州征伐、慶応元年(一八六五)の第二次長州征伐)についての記録を紹介しながら、明石藩の幕末を見ていきたいと思います。

文久三年二月、十四代將軍徳川家茂が尾張藩主徳川慶勝、福井藩主松平春嶽ら公武合体派の有力大名と共に上洛しました。上洛の目的は朝廷より示された攘夷督促の返答と尊王攘夷派の抑圧をはかるものでした。諸大名たちには大目付から通達され、慌しく準備が進められていきますが、日記にこの通達が登場するのは文久三年の正月三日のことです。「先年十二月に大目付回状が届いた」とあります。国許では「上洛」の準備のため、藩主上洛

の際の供揃えを整えていきます。間をおかずに上洛の際の役割が知られます。明石藩主松平慶憲は、「一条城警備并供奉(=將軍警護)」として。

この上洛がいかに諸藩にとつて慌しく、急なことがわかります。

一方でその前後に藩主が將軍、天璋院和宮へ正月の参賀として鯛を進上していることも日記に登場しています。また国許でも藩内の正月儀礼がつつがなく行われ、慌しい中にも日常儀礼をこなす武家社会の一面を垣間見ることができ

ます。元治元年は第一次長州征伐について



の記述が見えます。第一次長州征伐は元治元年七月、朝廷が禁門の変(蛤御門の変)を理由に、長州征討を幕府に命じたことから始まりました。長州征討の勅命を受けた幕府は、西国二十一藩に出兵を命じ、総督として前尾張藩主徳川慶勝を任命しました。軍の総勢は十五万。明石藩領内を通過して、広島に陣を構え、長州藩境を囲むと、長州は謝罪、恭順の姿勢をとることで事態の収束をはかりました。



「(明石藩)日記 文久三年」(旧藩関係史料)

さて明石藩では、領内を十五万の大軍が通過するということから周辺地域の庄屋たちに役を割り振り、通過準備に備えています。またその総督が御三家筆頭の尾張藩主というのも加味

されています。日記(元治元年九月)。

これは、いかにこの長州征伐が諸藩にとって関心事かを物語っています。

なぜならこの時期の幕府は威信に欠けており、多くの諸大名は上洛、京都居住、江戸藩邸の維持等、度重なる出費で藩財政が逼迫していました。ゆえにこうした幕府の大きな動きは諸藩にとつても死活問題だったのです。

また慶応元年には第二次長州征伐が起こっています。第二次長州征伐は長州藩の実権を高杉晋作ら倒幕派が握り、その動きが強まったことにより、幕府は勅許を得て、出兵しようとはしますが、朝廷・諸藩には再征反対の空気が強く、参加した藩はほとんどありませんでした。その最中に十四代將軍徳川家茂が急死し、長州出兵は停戦しています。日記の九月には「防長所置(仕置の間違いか)」についての「奏聞」の写しが書かれているあたり、国許が動向に気を配っていたことを物語っています。

しかし重大事の中にも藩政のこと、仏事は滞りなく行われ、また京と江戸との情報のやり取りが行われている状況は、現在の自治体組織と似ている部分があります。

日記を読み込んでいくと、「国」という概念で動いていた藩の意識と、現在の自治体組織の意識との違いなどの発見ができるかもしれません。

(愛知県史編さん委員会)

近現代史社会文化部会

調査協力員 野村 晃子

古文書解読講座  
名古屋藩庁の記録

幕末から明治維新にかけ、特に大政奉還後は新政府の方針に基づき、職制変更等の動きが活発になり、諸藩は激しく動きまわります。

こうした中で尾張藩（名古屋藩）の動きを知る資料群として、旧藩関係史料（名古屋藩庁関係含）が挙げられます。



「政事日記 明治二年」(旧藩関係史料)

資料群の構成は、幕末から廃藩置県が行われる明治五年（一八七二）以前の資料で、「御用留」、「御触留」、「政事日記」、「名古屋藩庁日誌」、「旧藩書類」等になります。内容は幕末の動きや明治維新後の藩の職制改革等、多岐にわたっています。左の文書は「政事日記 明治二年」に所収されている女中の人員削減に関するものです。

翻刻

七月十日  
一女中人員減方江付、格別骨折候老女江、御賞被下方之儀二付、左之通小瀬新太郎相達候付、参政共申合候上、書面之通相成可然候間奉伺、申渡之儀宜取計候旨以付札申聞之

当春女中人員減方之儀、老女おいて格別骨折候付、老女一統江之御賞被下方取調申上候処、御濟口御談相成申候付、其御被下品可申渡候、人員減方にと不仕儀も御座候付、右申渡之儀、先々見合、追而之積二取計置申候、然處、老女人員も相減、当時相残居候老女江、此節被下物可申渡手順二御座候処、最前取調申上御濟口御座候書付何連江取仕廻置候哉、段々吟味仕候得共、差当相分兼申候二付而八、尚更此上吟味可仕候得共、最前之被下方金物高も変化相減申候付、旁仍而左二取調申候間、調之通被下候様仕度候

金式十五両ツ、

老女

園町

同

山路

女中人数減方骨折候付、右之通被下置候様仕度候事

六月

下ケ札

家知事

本文最前被下方金調惣高金百三拾兩程二候處、今般相減五十兩二相成申候事

傷ついた簿冊の手当て

公文書館に勤務して二年半になります。保存年限を過ぎ、各課室や地方機関から本館に移された古い簿冊の補修が自分の仕事ですが、これらの簿冊は事業完結の時から三十年という長い年月を経ているため、書類が変色し劣化したり、折れ曲がったり破れたり、クリップ等の金属類の錆が付いたり、時にはぐちゃぐちゃになって綴じ紐から外れているものもあります。

このような簿冊の補修について、最初の年に教わった注意事項の主なものは次のようでした。

一、歴史的に価値のある資料であるから丁寧に扱うこと。

二、金属類とセロハンテープの類は取り除くこと。（錆や接着剤で書類が傷むのを防ぐため）

三、書類を揃えるのは、目に見える小口の側ではなく綴じる方の背の側であること。（紙の幅に大小があり、綴じ残しが出るのを防ぐため）

このほか、補修用テープの使い方、金属類の取り外し方、紙のしわの伸ばし方、破れ箇所裏打ちの仕方、綴じ紐の結び方など、細かいところまで注意がありました。

公文書館という貴重な資料を扱う特殊な部署に勤務しながら、この間に身に付いたことといえば、千枚通しやカッターナイフの上手な使い方くらいかと思うと少し残念な気がします。しかし一方では、アーカイブズ（記録史料）という言葉がよく聞かれるようになり、その保存と管理の重要性が叫ばれるようになったこの時期に、何百冊もの傷ついた簿冊の手当てをして生き返らせ、この先長期にわたる保管と閲覧に耐えられるようにする大切な仕事に携わることができたことは、本当に良かったと思っています。

（門井）

**本館所蔵 マイクロフィルム資料一覧**

本館で閲覧できるマイクロフィルム資料を紹介します。(一部の資料は、紙資料でも閲覧できます。) なお、表中の「収録範囲」については、年代・発行号数などが明らかなものを掲載しています。

| 資料群          | フィルム名                | 収録範囲                                      |  |
|--------------|----------------------|---|--|
| 公報           | 愛知県公報                | 明治 20 年 4 月～平成 9 年 12 月                   |  |
|              | 愛知県布達類聚              | 明治 4 年～明治 19 年 8 月(欠あり)                   |  |
| 官報           | 官報                   | 明治 16 年 7 月～平成 11 年 12 月                  |  |
| 新聞           | 名古屋新聞(文明社)           | 明治 4 年 11 月～明治 5 年 3 月(欠あり)               |  |
|              | 愛知新聞                 | 明治 5 年 4 月～明治 16 年 6 月(欠あり)               |  |
|              | 金城新報                 | 明治 19 年 3 月～明治 26 年 2 月(欠あり)              |  |
|              | 第二大学区新聞              | 明治 8 年 9 月～明治 9 年 2 月(欠あり)                |  |
|              | 名古屋新聞(名古屋新聞社)        | 明治 39 年 11 月～昭和 17 年 8 月                  |  |
|              | 扶桑新報                 | 明治 19 年 1 月～明治 20 年 2 月                   |  |
|              | 東京日日新聞               | 明治 5 年 2 月～明治 24 年 12 月                   |  |
|              | 新愛知                  | 明治 21 年 7 月～昭和 17 年 8 月(明治 28・29 年 欠)     |  |
|              | 東海新聞                 | 明治 16 年 7 月～明治 18 年 12 月                  |  |
| 行政<br>刊行物    | 愛知教育                 | 明治 20 年 1 号～昭和 21 年 696 号                 |  |
|              | 愛知県教育例規集             | 昭和 31 年版～昭和 63 年版                         |  |
|              | 教育愛知                 | 昭和 28 年 1 号～平成 11 年 550 号                 |  |
|              | 教育委員会報               | 昭和 25 年創刊号～昭和 28 年 16 号                   |  |
|              | 教育公報                 | 昭和 28 年 1 号～平成 11 年 419 号                 |  |
|              | 教育時報                 | 教育時報 昭和 42 年 1～平成 11 年 477                |  |
|              | 教育年報                 | 昭和 24 年～平成 10 年                           |  |
|              | ポケットきょういくあいち         | 昭和 59 年～平成 10 年                           |  |
|              | 愛知の青少年               | 昭和 39 年～昭和 60 年                           |  |
|              | 愛知県地方労働委員会年報         | 昭和 36 年～昭和 63 年                           |  |
|              | 愛知県公害調査センター所報        | 昭和 48 年～昭和 59 年                           |  |
|              | 愛知県農地史               |   |  |
|              | 愛知県職員録               | 明治 12 年～22 年、明治 24 年、昭和 17 年、昭和 26 年～平成元年 |  |
|              | 発達障害研究所年報            | 昭和 47 年～昭和 61 年                           |  |
|              | 研修あいち                | 昭和 33 年～昭和 49 年                           |  |
|              | 愛知県地方計画書 1 巻～7 巻     | 昭和 33 年～昭和 34 年                           |  |
|              | 愛知県衛生年報              | 昭和 23 年～昭和 61 年                           |  |
|              | 愛知県商品陳列館報告           | 明治 44 年～大正 12 年                           |  |
|              | 愛知商工                 | 大正 12 年～昭和 36 年                           |  |
|              | 月刊 中小企業センター          | 昭和 36 年～昭和 47 年                           |  |
|              | 商工あいち                | 昭和 47 年～昭和 60 年                           |  |
|              | 県政モニターアンケート報告書       | 昭和 47 年～昭和 60 年                           |  |
|              | 愛知県技術情報              | 昭和 49 年～昭和 63 年                           |  |
|              | 衛生部ノート               | 昭和 31 年～昭和 61 年                           |  |
|              | 愛知県選挙記録              | 昭和 37 年～昭和 58 年                           |  |
|              | 愛知の選挙二十年             |   |  |
|              | 実践と研究                | 昭和 48 年～昭和 63 年                           |  |
|              | 愛知県累年統計表 第 1 回～第 4 回 | 昭和 36 年～昭和 58 年                           |  |
|              | 消防年報                 | 昭和 25 年～昭和 63 年(昭和 37 年 欠)                |  |
|              | 愛知県地域防災計画            | 昭和 38 年～昭和 52 年                           |  |
|              | 愛知県石油コンビナート等防災計画     | 昭和 52 年～昭和 63 年                           |  |
|              | その他                  | 公文類聚                                      |  |
|              |                      | 公文録                                       |  |
| 太政類典         |                      |   |  |
| 太政官日誌        |                      | 慶応 4 年～明治 9 年                             |  |
| 羽田八幡宮文庫      |                      |   |  |
| 愛知県告示        |                      | 明治 15 年～明治 19 年                           |  |
| 愛知県布達全書      |                      | 明治 15 年～明治 22 年                           |  |
| 愛知県令訓類集      |                      | 明治 29 年～明治 37 年                           |  |
| 愛知県令達類集      |                      | 明治 21 年～明治 29 年                           |  |
| 御布告          |                      | 明治 6 年～明治 18 年                            |  |
| 名古屋商工会議所所蔵資料 |                      |   |  |
| 名古屋商工会議所月報   |                      | 明治 26 年～昭和 31 年                           |  |

# 公文書館開館 二十年を迎えて

館長 伊藤克博

公文書は、行政上の必要性だけでなく、住民の生活状況や社会の活動状況の経緯や結果を記録したもので、その地域時代の出来事を後世に伝えるための貴重な歴史的資料であります。

愛知県公文書館は、そうした歴史的価値のある県の公文書やその他の資料を継続的に収集し、整理し、及び保存するとともに、県民の共有財産としてその活用を図り、学術及び文化の発展に役立てることを目的として昭和六十一年七月一日に開館しました。

その公文書館も開館後、今年度で早くも二十年を迎えることになりました。開館にあたってから今日まで関係各方面の方々から手厚い御指導、御協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

これまでを振り返りますと、諸先輩方の御苦勞により、所蔵資料は十五万九千冊を超えております。(平成十七年度末)また、他機関所蔵文書のマイクロフィルム化・複製本化事業、公文書・地籍図のマイクロフィルム化事業、インターネットによる所蔵資料検索システム事業等も順調に進んでまいりました。そして、最近のデジタル情報化時代に

対応して、愛知県公文書館においても愛知県特有の地籍図をデジタルでみるこ  
とができるようになり、利用者から好  
評を得ておりまして、さらにデジタルア  
ーカイブに向けた研究が必要となつて  
おります。

今日、県行政は、多様かつ高度な行政  
需要に即応する形で展開されており、こ  
れに伴いまして極めて大量の公文書等  
が発生しております。

これらの公文書等の中には歴史的価  
値の高いものが相当量含まれておりま  
して、本館の使命は、これらを精力的に  
収集し、適切に保存し、活用を図って  
いくとともに、愛知県がこれまで辿つて  
きた道、そして今後の役割等、明日をつ  
くる公文書館として、今後も引き継が  
れていくよう努力してまいりたいと思  
っております。

今後とも関係各位の御指導、御協力を  
お願い申し上げます。



**全国歴史資料保存利用機関連絡  
協議会の総務委員長を担当して**  
全史料協総務委員長 伊藤克博

平成十七年度、十八年度の二カ年にわ  
たつて愛知県公文書館(長が、全国歴史  
資料保存利用機関連絡協議会(略称、全  
史料協)の総務委員長及び総務委員  
事務局を担っています。

### (一)全史料協の目的及び組織

全史料協は、「会員相互の連絡と連携  
を図り、研究協議を通じて、歴史資料の  
保存利用活動の振興に寄与すること」を  
目的に、昭和五十一年に設立された自治  
体の公文書館等をメンバーとする全国  
組織(会員数四百六十九)です。本県は  
開館の検討を進める昭和五十七年に加  
入しています。

全史料協には、内部組織として六つの  
委員会(総務委員会、大会企画委員会、  
研修・研究委員会、編集・出版委員会、  
専門職問題委員会、資料保存委員会)が  
設置されており、本館が総務委員会を担  
当しております。

### (二)総務委員会の業務

総務委員会の担当業務は次のとおり  
です。  
会則及び組織に関すること  
全史料協の運営方法に関するこ  
と  
公文書館法等の法制整備問題の  
検討に関すること

国際文書館評議会関係業務に関  
すること  
国内外の文書館等関係団体との  
交流事業に関すること  
他の委員会に属さない業務で、特  
に全史料協会長から付託を受け  
た課題検討に関すること

このように総務委員会は、全史料協の  
会則、組織、運営方法や国際業務などを  
所掌する要となる機関となっております。

### (三)最近の活動内容

平成十八年度に入り、総務委員会では  
以下の活動を中心に行っています。

#### 会則の一部改正

全史料協の事業計画・収支予算、事業  
報告・収支決算の議決のあり方について  
総務委員会が中心となって、会則の改正  
を進めました。

#### 国際会議への代表者派遣と企画準備

世界各国の公文書館等をメンバーと  
するICA(国際文書館評議会)関連の  
ICA円卓会議等への代表者の派遣や、  
ICA/SPA(専門家団体部会)の十  
九年度日本開催に向けた企画・準備作業  
を行っています。

#### 組織の抜本的見直し検討へ着手

各委員会業務のスリム化、全史料協の  
組織の抜本の見直しの検討に着手して  
おります。  
このように本館では、全史料協に積極  
的に関与することで、本県のみならず、  
全国の公文書等の収集、保存、利用の促  
進に貢献しています。

# レファレンスコーナー

Q 公文書館で閲覧できる写真資料にはどのようなものがありますか。

A 本館所蔵の公文書や刊行物にも写真資料は多数存在しますが、その他に収集した写真資料として、左表の資料が閲覧できます。

| 資料名           | 写真枚数  |
|---------------|-------|
| 愛知県庁舎等の写真     | 176 枚 |
| 伊勢湾台風アルバム     | 223 枚 |
| 重要文化財建造物の写真   | 70 枚  |
| 三河地震関係写真      | 14 枚  |
| 愛知県庁舎西庁舎の写真   | 2 枚   |
| 歴代愛知県知事肖像画・写真 | 28 枚  |
| 航空写真          | 200 枚 |

は昭和十三年に竣工した現在の本庁舎の地鎮祭や起工式、建物内部や外景・建築現場等の写真、は昭和三十四年九月に東海地方を中心に未曾有の被害をもたらした伊勢湾台風襲撃後の被害状況や救助活動の様子等を記録した写真、は昭和二十年一月の三河地震による被害状況等を記録したといわれる写真、は初代から第三十代までの愛知県知事の肖像画及び写真です（は詳細について愛知県公文書館だより第八号レファレンスコーナー参照）。

なお、複写を希望される場合は、本館職員に御相談ください。

## 利用案内



### 交通機関

地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口  
市バス・名鉄バス（基幹バス）「市役所」下車  
名鉄バス「県庁前」下車



### 開館時間

午前 9 時 ~ 午後 5 時

### 休館日

土曜日・日曜日・整理期間(春季 10 日以内)  
国民の祝日・年末年始(12 月 28 日 ~ 1 月 4 日)

### 利用方法

- 資料の閲覧は無料です。
- 閲覧をする場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項を記入のうえ、受付に提出してください。
- 所蔵資料の複写にも応じています。(有料)  
一部複写できないものがあります。
- 館外貸出は行っておりません。

### 展示

展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。



ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/>



## 編集後記

愛知県公文書館だより第十一号をお届けします。今回の古文書解説講座では、明治維新の頃に行われた女中の人員削減に関する話をとりあげましたが、所蔵資料の中には西南戦争や明治期の国際貿易に関するものもあり、資料を読み解いていけば、新たな発見があるかもしれません。

公文書館も開館二十年を迎え、歴史的価値のある公文書を確実に引き継いでいけるよう、これからも収集・保存・活用に向けて努力していきたいと思えます。

公文書館の利用方法は図書館と異なるため、慣れない方には分かりにくいかもしれませんが、何か不明な点がありましたら、お気軽に職員までお声を掛けてください。

愛知県公文書館だより 第十一号  
平成十八年十二月二十五日  
編集発行 愛知県公文書館  
〒四六〇 〇〇〇一  
名古屋市中区三の丸一三二一  
愛知県自治センター内  
電話〇五二(九五四)六〇二五  
ファックス〇五二(九五四)六九〇二  
電子メール  
kobunshokan@ef.aichi.lg.jp